

# 令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

下阪本市民運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

室名	使用区分			市民の方		市民以外の方	
				現行	改定後	現行	改定後
					R1.10.1		R1.10.1
グラウンド	スポーツで利用	9時~17時	2時間	0	0	420	420
	上記以外			1,670	1,700	1,670	1,700

## 【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855